

(別紙2)

(写)

総財調第19号

平成24年8月17日

関係各大臣 殿

総務大臣 川端達夫

平成25年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）等の社会保障・税一体改革関連法が成立したことにより、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩が踏み出されたところでありますが、今後も、財政健全化に向けた取組を行っていくことが必要であります。

財政の健全化に当たっては、国と地方の信頼に基づき進めることが必要であり、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）等を踏まえ、まず第一に国が同戦略に則り改革に取り組みながら、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うとともに、国・地方の適正な財政秩序を維持し、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないことが重要であります。

また、地域主権改革については、引き続き、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)等を踏まえ、積極的に取り組む必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成25年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第20号
平成24年8月17日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 大島 敦

平成25年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成25年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第21号
平成24年8月17日

財務副大臣 殿

総務副大臣 大島 敦

平成25年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成25年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第22号

平成24年8月17日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

平成25年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成25年度予算の概算要求の準備を進めているところではありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 東日本大震災の復旧・復興の推進	1
II 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等	1
3 国庫補助負担金の一括交付金化等	1
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化	2
3 直轄事業の範囲の見直し	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 官 房	社会保障制度改革	3
内 閣 府	1 災害対策の見直し	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等	3
	3 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置	3
文 部 科 学 省	1 教職員数の増加を伴う施策の抑制	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置等	4
	3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消	4
厚 生 労 働 省	1 子ども・子育て支援に係る財政措置等	4
	2 妊婦健康診査費等に係る財政措置	4
	3 介護保険制度の安定的な運営の推進	4
	4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金に関する財政措置	5
	5 国民健康保険制度の持続可能性の確保等	5
	6 生活保護制度の見直し等	5
	7 特定疾患治療研究事業に係る法整備及び財政措置	5
	8 予防接種制度の見直し	5
	9 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消	6
	10 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に関する財政措置	6
	11 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置	6

省庁名	項 目	頁
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	6
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	6
林 野 庁	林業公社の抜本的な経営対策……………	7
資源エネルギー庁	1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	7
	2 地球温暖化対策の推進……………	7
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	7
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	8
	3 土地開発公社等の改革への協力等……………	8
環 境 省	1 地球温暖化対策の推進……………	8
	2 地域グリーンニューディール基金に関する財政措置……………	8

【共通事項】

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

その際、「財政運営戦略」において、各年度の予算編成及び税制改正に当たっての財政運営の基本ルールとして、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とされていることについて、特段の留意をされたい。

I 東日本大震災の復旧・復興の推進

東日本大震災からの復旧・復興支援に当たっては、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、それぞれの地方公共団体の復旧・復興計画に基づいた事業が早期かつ円滑に推進できるよう、所要の予算措置等を講じるほか、必要に応じ、制度の見直しを行うとともに、国庫補助負担金等の交付の早期化や提出書類の簡素化を図られたいこと。

また、原子力災害からの復旧・復興に要する経費については、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和 36 年法律第 147 号）の趣旨や国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う責任を負っていることに鑑み、極力地方に負担が生じることのないようにすること。

さらに、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力事業者から地方公共団体への賠償については、早期に支払が行われるよう適切に対応されたいこと。

II 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図るとともに、国・地方を通ずる財政健全化を進める見地に立って、国の出先機関の抜本的な改革など国と地方の役割分担の見直しや、更なる義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、教育委員会や農業委員会に係る必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

組織・機構の簡素合理化など地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の一括交付金化等

国庫補助負担金については、廃止、縮減を含めた整理合理化を行い、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

特に「地域主権戦略大綱」に基づき、平成 23 年度から導入された「地域自主戦略交付金」については、地方の自由度の拡大の観点から、地方の意見を十分に踏まえ、制度の推進に取り組まれたいこと。また、地方の予算編成に支障を

きたさないよう、対象事業、配分基準及び交付限度額を早期に示すとともに、手続の簡素化を行うこと。

その際、地方の安定的な財政運営への配慮や事業の円滑な執行の観点から、必要な総額を確保されたいこと。

III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、交付率や分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めることのないようにされたいこと。特に、「地方公共団体からの国等に対する寄附金等の取扱いについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）を遵守し、寄附金等の形による地方への負担の転嫁、寄附金等を支出しない場合の不利益な取扱い、第三者を通じた寄附金等の要求及び地方公共団体の寄附金等に関する自発的な意思決定に影響を及ぼすような行為等を厳に行われぬようにされたいこと。

3 直轄事業の範囲の見直し

直轄事業の範囲等については、「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の事務・権限を、補完性の原則に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲することとされたこと、これを受けて、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)が閣議決定されていること、さらに出先機関の移譲の受け皿となる広域的实施体制の枠組みや移譲の手続き等を定めた「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成案)」が地域主権戦略会議において決定されたことを踏まえ、その見直しに積極的に取り組まれたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

社会保障制度改革

「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)に基づき、社会保障制度改革国民会議において、社会保障制度改革を審議する際には、年金を除く医療、介護、子育て等の社会保障の多くを地方公共団体が担っていることから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(内閣府)

1 災害対策の見直し

東日本大震災における災害対応に関する検証を踏まえた防災・減災対策、災害応急、復旧対応の一層の充実や改善を行うに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、各種特例措置の一般制度化など、被災地方公共団体が災害対応に専念できるような使い勝手の良い制度となるよう検討を進められたいこと。

また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の今後想定される巨大地震やそれに伴う津波等の大規模な災害への対策の検討に当たっては、多額の事業費が見込まれることから、地方公共団体が実施する防災・減災対策について、国において所要の財源を確保し、財政措置の拡充を行われたいこと。

なお、これらの実現に当たっては、必要に応じ、立法措置を講じられたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置等(同旨文部科学省、厚生労働省)

子ども・子育て関連法に基づく新制度への円滑な移行のため、市町村のあわせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、今後とも、地方と十分に協議を行なわれたいこと。

特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。

さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て関連法に基づく新制度に移行すること。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

3 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置(同旨厚生労働省)

国の交付金による地域自殺対策緊急強化基金は、平成24年度末で設置期限を迎えるが、国は、平成28年までに、人口10万人当たりの自殺者数を平成17年対比で20%以上減少させるという目標を設定しており、地方においても自殺対策の更なる推進が必要であることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。

(文部科学省)

1 教職員数の増加を伴う施策の抑制

教職員数の増加を伴う施策については、国・地方を通じた厳しい財政状況、「財政運営戦略」等を踏まえ、厳に抑制されたいこと。

- 2 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、厚生労働省）
子ども・子育て関連法に基づく新制度への円滑な移行のため、市町村のあっせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、今後とも、地方と十分に協議を行なわれたいこと。
特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。
さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て関連法に基づく新制度に移行すること。
- 3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消
幼稚園就園奨励事業及び特別支援教育就学奨励事業については、超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。
特に、幼稚園就園奨励事業については、子ども・子育て関連法に基づく新制度移行時までには超過負担を確実に解消されたいこと。

（厚生労働省）

- 1 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨内閣府、文部科学省）
子ども・子育て関連法に基づく新制度への円滑な移行のため、市町村のあっせん・利用調整の仕組みや地域子ども・子育て支援事業の内容等の具体的な制度設計に当たっては、地方の理解を得ることが不可欠であり、今後とも、地方と十分に協議を行なわれたいこと。
特に、保育等の量的拡充や職員配置の充実などの質の改善について、優先順位を付けて実施するに当たっては、その対象となる事業の実状や地方の意見を踏まえ検討されたいこと。
さらに、現在生じている超過負担を完全解消した上で子ども・子育て関連法に基づく新制度に移行すること。
また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直すとともに、特に乳幼児医療費の自己負担のあり方については、高齢者医療費の自己負担とのバランスを踏まえ、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。
- 2 妊婦健康診査費等に係る財政措置
妊婦健康診査費や認定こども園の整備・運営費、民間保育所整備費などについては、平成 24 年度までの時限措置として国庫補助金による財政措置が講じられているが、「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 20 日四大臣合意）の趣旨も踏まえつつ、事業の円滑な実施に支障を来さないよう財政措置を講じられたいこと。
- 3 介護保険制度の安定的な運営の推進
「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において実施することとされている 65 歳以上の加入者の保険料（1 号保険料）の低所得者保険料軽減強化等については、地方の意見を十分に踏まえ、制度の安定的かつ健全な運営に資するものとなるよう検討されたいこと。
また、介護保険制度を通じた介護予防の充実による給付費の抑制のため、介護

予防事業について事業量の制限を撤廃されたいこと。

4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金に関する財政措置

国の交付金による介護基盤緊急整備等臨時特例基金は、平成 24 年度末に設置期限を迎えるが、今後も公的介護施設等の計画的な整備が必要であることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。

5 国民健康保険制度の持続可能性の確保等

高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化されたいこと。また、保険財政の安定化、保険料の平準化等の観点から、将来的な医療保険制度の一元化を視野に、国民健康保険の都道府県単位化を推進されたいこと。

高額医療費共同事業の国庫負担額の一部や非自発的失業者の保険料軽減制度の減収補てんに、国の財政調整交付金の一部が充当されているが、これらの措置に必要な国費は、本来、当該措置を目的とした国庫負担金により賄うべきものであることから、当該措置に必要な国費は、国の財政調整交付金とは別枠で確保すること。

6 生活保護制度の見直し等

「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、「生活支援戦略」（仮称）を、平成 24 年秋を目途に策定するに当たっては、失業者等が直ちに生活保護に至らないようにするための雇用・生活・住居に関する支援策を含む効果的な第 2 のセーフティネットの構築等や、生活保護からの脱却のための就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関との連携強化等の生活保護制度の見直しについて、地方の意見を十分に踏まえながら検討を進め、生活保護制度が抱える課題の根本的な解決に向けた具体策を実施すること。その際、国が行うべき財政負担を地方に転嫁するようなことのないようにされたいこと。

また、国の交付金による緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）は、平成 24 年度末に設置期限を迎えるが、当該基金を活用することにより推進している事業については、近年、急増している生活保護受給者に対して地方が実施している就労・自立支援等に関するものであり、「社会保障制度改革推進法」においても、生活保護制度に関し、就労の促進その他必要な見直しを早急に行うこととされていることから、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。

7 特定疾患治療研究事業に係る法整備及び財政措置

特定疾患治療研究事業については、公費負担医療としての性格を有するものであることに鑑み、必要な法整備等を行われたいこと。

また、「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」において、「特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す」とされていることを踏まえ、所要の国費を確保し、超過負担を早期に完全解消すること。

8 予防接種制度の見直し

「予防接種法」（昭和 23 年法律第 68 号）の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等の予防接種制度の見直しに際しては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、新たな予防接種を導入する場合は、制度が定着する

までの間、国費による財政措置を講じるなど、国民の接種機会の確保や地方の負担の急増の防止のために必要な措置を講じること。

特に子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌に係るワクチンの定期接種化に当たっては、「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」の趣旨を踏まえつつ、地方の理解を得られるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

9 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消

国民年金等事務取扱交付金については、大幅な超過負担が生じていることから、市町村の実態に即した補助基準額を設定した上で、所要の国費を確保し、超過負担を完全解消すべきであり、そのための格段の努力を払われたいこと。

10 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金に関する財政措置

国の交付金による社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金は、平成 24 年度末に設置期限を迎えるが、平成 24 年度末の整備施設数が基金創設時に予定していた整備見込施設数を大幅に下回る見込みであり、地方においてさらに事業の推進が必要であることから、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。

11 地域自殺対策緊急強化基金に関する財政措置（同旨内閣府）

国の交付金による地域自殺対策緊急強化基金は、平成 24 年度末で設置期限を迎えるが、国は、平成 28 年までに、人口 10 万人当たりの自殺者数を平成 17 年対比で 20%以上減少させるという目標を設定しており、地方においても自殺対策の更なる推進が必要であることから、当該基金を活用することにより推進している事業については、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

1 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

(1) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、平成 25 年度までに結論を得ること。

(2) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないよう、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(林野庁)

林業公社の抜本的な経営対策

林業公社については、着実な債務返済が図られるよう、その一層効率的かつ効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、都道府県が行う利子補給等に対する特別交付税措置の拡充と一体的に講ずることとされていたにもかかわらず、未だ措置されていないことから、早急に対応されたいこと。

また、「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）附則第 33 条の 5 の 7 の規定により時限的に措置されている「第三セクター等改革推進債」が、平成 25 年度に最終年度を迎えることを踏まえ、不採算林からの撤退、公社の廃止を含む、抜本的な経営の見直しを検討し、支援されたいこと。

(資源エネルギー庁)

1 石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善

電源立地地域対策交付金の充当制限が撤廃されたことを踏まえ、石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう、国庫補助負担事業への充当制限の撤廃及び対象の拡大を早期に実現されたいこと。

2 地球温暖化対策の推進（同旨環境省）

平成 24 年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であり、「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）の検討事項において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます」とされたことを踏まえ、地球温暖化対策のための地方税財源の充実確保について、平成 25 年度実施に向け、成案を得ること。

(国土交通省)

1 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

(1) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、平成 25 年度までに結論を得ること。

(2) 現行の直轄事業等に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業等の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、早急に法定化されたいこと。また、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

3 土地開発公社等の改革への協力等

経営が著しく悪化している地方公社等の抜本的改革を集中的に進めるため、「地方財政法」附則第33条の5の7の規定により時限的に措置されている「第三セクター等改革推進債」が、平成25年度に最終年度を迎えることを踏まえ、土地開発公社等の廃止を含む、抜本的な経営の見直しについて、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

（環境省）

1 地球温暖化対策の推進（同旨資源エネルギー庁）

平成24年度税制改正においては、石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であり、「平成24年度税制改正大綱」の検討事項において「地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます」とされたことを踏まえ、地球温暖化対策のための地方税財源の充実確保について、平成25年度実施に向け、成案を得ること。

2 地域グリーンニューディール基金に関する財政措置

国の補助金による地域グリーンニューディール基金を活用した海岸漂着物地域対策推進事業については、平成24年度末に実施期限を迎えるが、地方公共団体による海岸漂着物等の円滑な処理に支障を来さないよう、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号）の趣旨を踏まえ、引き続き所要の国費を確保し、財政措置を講じられたいこと。